特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	予防接種法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宮町は、予防接種法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福岡県新宮町長

公表日

令和2年7月1日

I 関連情報								
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務								
①事務の名称	予防接種法に関する事務							
	予防接種法に基づき、政令で定めるものについて、感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、町民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ること目的とした事務を行っている。							
②事務の概要	予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等対する応答 ⑤予防接種実費徴収							
	なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供 ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。							
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー							
2. 特定個人情報ファイル名								
予防接種情報ファイル、統合を	包名ファイル							
3 個人番号の利用								

1 番号法第9条第1項 別表第一 10項 2 平成26年内閣府·総務省令第5号第10条 法令上の根拠

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	く選択肢> [実施しない] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②注会上の規拠	【情報提供】番号法第19条第7号 別表第二 16-2 【情報照会】番号法第19条第7号 別表第二 16-2,17,18,19項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2, 3、第13条、第13条の2

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉課 子育て支援課
②所属長の役職名	健康福祉課長 子育て支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

新宮町総務課 庶務係 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号 092-962-0231(内線214)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	新宮町健康福祉課 健康づくり担当 福岡県糟屋郡新宮町新宮東二丁目5番1号 092-962-5151(日線510) 新宮町子育て支援課 母子保健担当 福岡県糟屋郡新宮町新宮東二丁目5番1号 092-963-2995
	(内線501)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	12年6月1日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	12年6月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[基礎	項目評価	書]		1) 基在 2) 基在	尺肢> 楚項目評価書 楚項目評価書及び 楚項目評価書及び	重点項目評価書 全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。									
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特(2) 十 <u>3</u>	尺肢> こ力を入れている 分である <u></u> 題が残されている				
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特(2) 十 ₂	尺肢> こ力を入れている 分である 題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特(2) 十 <u>3</u>	尺肢> こ力を入れている 分である 題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			0]]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	1) 特(2) 十 ₂	尺肢> こ力を入れている 分である 題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	ま(委託や	情報提供ネットワー	クシステム]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	1)特(2)十 ₃	尺肢> こ力を入れている 分である 題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない	((入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1)特(2)十分 3)課	尺肢> こ力を入れている 分である <u></u> 題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	1)特(2)十 :	尺肢> こ力を入れている 分である <u></u> 預が残されている				
7. 特定個人情報の保管・決	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	1)特(2)十 ₂	尺肢> こ力を入れている 分である <u>題が残されている</u>				
8. 監査									
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監	<u></u>			
9. 従業者に対する教育・啓	発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	1) 特(2) 十 ₂	尺肢> こ力を入れて行って 分に行っている 分に行っていない	ている			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年7月1日	5. 評価実施機関における担 当部署	健康福祉課長 三舩 徹	健康福祉課長 桐島 光昭	事後	新規の評価書に併せて提出
平成28年9月30日	4. ②法令上の根拠	【情報照会】17, 18, 19項	【情報照会】16-2, 17, 18, 19項	事後	
平成30年8月1日	I -5. ①部署	健康福祉課 健康づくり担当	健康福祉課 健康づくり担当 子育て支援課 母子保健担当	事後	
平成30年8月1日	I -5. ②所属長の役職名	健康福祉課 桐島 光昭	健康福祉課長 子育て支援課長	事後	
平成30年8月1日	1日 7 日本 1日 7日 1日		新宮町健康福祉課 健康づくり担当 福岡県糟屋郡新宮町新宮東二丁目5番1号 092-962-5151(内線501)	事後	
平成30年8月1日	Ⅱ-1. いつの時点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	
平成30年8月1日	Ⅱ-2. いつの時点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策		新規追加	事後	新規の評価書に併せて提出
令和2年7月1日	I −1. ②事務の概要	伝染	感染	事後	評価の再実施に併せて提出
令和2年7月1日	I-4. ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和2年7月1日	I −5. ①部署	健康福祉課	健康福祉課 子育て支援課	事後	
令和2年7月1日	I −5. ②所属長の役職名	健康福祉課長	健康福祉課長 子育て支援課長	事後	
令和2年7月1日	I -8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ 新宮町健康福祉課 健康づくり担当 福岡県糟屋郡新宮町新宮東二丁目5番1号 092-962-5151(内線501)		新宮町健康福祉課 健康づくり担当 福岡県糟屋郡新宮町新宮東二丁目5番1号 092-962-5151(内線510) 新宮町子育て支援課 母子保健担当 福岡県糟屋郡新宮町新宮東二丁目5番1号 092-963-2995(内線501)	事後	
令和2年7月1日	Ⅱ-1. いつの時点の計数か	平成30年8月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和2年7月1日	Ⅱ-2. いつの時点の計数か	平成30年8月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和2年7月1日	Ⅳ-8. 監査	[] 自己点検	[〇] 自己点検	事後	
令和2年7月1日	NZ年7月1日 NV-9. 従業員に対する教育・ 啓発 十分に行っていない		十分に行っている	事後	
				_	